

# 立命館大学新潟県校友会会則

昭和 58 年 7 月 15 日施行

平成 8 年 9 月 21 日改正

平成 11 年 6 月 1 日改正

平成 25 年 6 月 29 日改正

平成 28 年 10 月 8 日改正

(名称及び事務所)

第1条 当会は、立命館大学新潟県校友会と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 当会は、会員相互の互恵と親睦を図るとともに、校友会本部との連携の下に母校の発展を期することを目的とする。

(事業)

第3条 当会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互扶助と親睦を深めるための事業
- (2) 会員名簿の作成整備及び会報の発行
- (3) 新卒業生の就職等への協力
- (4) その他前条に定める目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 当会は、正会員及び特別会員をもって組織する。

2 正会員は、立命館大学校友で新潟県に在住するもの、又は新潟県に主たる勤務先を持つものとする。

3 特別会員は、当会の目的に賛同する法人、又は校友でない個人で当会が認めたものとする。

(役員)

第5条 当会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 副幹事長 若干名
- (5) 常任幹事 若干名
- (6) 幹事 若干名
- (7) 監事 2名

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。なお、任期途中で選任された役員の任期は、次の役員改選までとする。

(役員の選任等)

第6条 会長及び副会長は役員会が推薦し、総会において選任する。

2 幹事長及び他の役員は会長が委嘱し、総会において承認を得るものとする。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は当会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 幹事長は会務を掌理し、副幹事長は幹事長を補佐する。
- (4) 常任幹事及び幹事は、幹事長を助け会務の遂行に関して意見を具申するとともに、会務に必要な事項を行う。
- (5) 監事は、会計を監査する。

(組織)

第8条 第3条に定める事業を円滑に執行するため、当会に次の専門部を置く。

- (1) 総務部 総会及び役員会並びに会員名簿に関する事
- (2) 広報部 会報発行、ホームページ制作並びにその他広報に関する事
- (3) 企画部 文化・スポーツ等の事業の企画に関する事
- (4) 会計部 当会会計に関する事

2 女性校友及び若手校友の組織並びに親睦を深めるため、女性部及び青年部を置く。

3 当会の地域活動を推進するため、上越支部及び中越支部を置くものとする。

4 前3項に定める部等の部長等の選任については、次のとおりとする。

- (1) 専門部の部長は会長が委嘱し、役員会の承認を得るものとする。
- (2) 女性部及び青年部の部長並びに地域支部の支部長は、各部又は各支部において選任する。
- (3) 前2号に定める部長及び支部長は、常任幹事とするものとする。

(総会)

第9条 当会は、毎年度1回、定期総会を開催する。

2 定期総会の議事は、次のとおりとする。

- (1) 役員の選任及び承認に関する事
- (2) 事業報告及び会計報告の承認に関する事
- (3) 会則の改正に関する事
- (4) その他役員会が提案した事

3 役員会において必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

4 総会は、会長が招集する。

5 総会の議長は、会長が委嘱する。

(役員会)

第10条 役員会は、役員により構成する。

2 役員会は、毎年度1回開催する定期役員会の他、必要に応じて開催する。

3 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に関する事項
- (2) 資産管理に関する事項
- (3) その他会務に関する重要な事項

4 役員会は、会長が召集する。

5 役員会の議長は、会長が委嘱する。

(常任幹事会)

第11条 会長、副会長、幹事長、副幹事長、及び常任幹事により常任幹事会を構成する。

2 常任幹事会は必要に応じて開催し、役員会の開催に関する事、並びに会運営上の基本的事項を決定する。

3 常任幹事会は、会長の命を受けて幹事長が招集する。

4 常任幹事会の議長は、幹事長とする。

(相談役及び顧問)

第12条 当会に、役員会の承認を得て名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長、相談役及び顧問は、要請に応じて役員会及び常任幹事会に出席し、会の運営について意見を述べることができる。

(議決)

第13条 総会及び役員会並びに常任幹事会の議決は、議長を除く出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長がこれを決めるものとする。

(年度及び会計)

第14条 当会の事業年度は、4月から翌年3月までとする。

2 会員は、役員会において定める額の会費を、毎年度納入する。

3 会計年度は、平成9年度を初年度とする2年ごととする。

4 総会に提出する会計報告には、監事の監査報告書を添えなければならない。